

「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 令和元年7月30日(火) 14:00～15:30

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・藤永委員・寒竹委員・入江委員
(事務局) 大場総合政策部長・香月財政課長・梅田契約係長・安部・小柳

議題1. 直方市公契約条例対象事業の実施状況にかかるアンケートについて

議題2. 複数年契約における労務報酬下限額について

議題1. 直方市公契約条例対象事業の実施状況にかかるアンケートについて

事務局	会議に入る前に事務局の総合政策部長と財政課長が今年の6月1日付で人事異動になったので、報告する。
総合政策部長	6月1日の異動で、総合政策部長を務めている。今日は暑い中本当にありがとうございます。引き続きこの公契約条例の審議を色々、まだ検討課題等あるのでお願いしたいと思っている。よろしく願います。
財政課長	同じく財政課長に務めることになった香月と申す。本日どうぞよろしく願います。
事務局	配付資料の確認をさせていただきたい。お手元の資料をご覧いただきたい。会議の次第とアンケート調査の集計結果である。 それでは、会議に入りたいと思う、会長、よろしく願います。
会長	それでは令和元年第1回公契約審議会を開催する。 まず、議事1、直方市公契約条例対象事業の実施状況にかかるアンケート集計結果について事務局より説明をお願いする。
事務局	アンケート集計結果をご覧いただきたい。 平成30年度公契約条例対象事業の契約受注者に対してアンケート調査を実施した。調査の期間は5月の中旬から6月初旬までである。回答数は19通、回収率は63.3%である。なお、資料の表紙にアンケートQ1から9までの集計結果の概要を記載している。具体的に1つずつ見ていく。 2ページをご覧いただきたい。 ここからは、アンケートの質問項目及び回答である。なお、質問に対する自由意見の欄は、事業者からの回答内容を原文のまま掲載している。また参考として、昨年アンケート結果を表中に記載している。平成29年が前回の回答、平成30年が今回の回答になる。 ではQ1、平成30年度に公契約条例対象案件を請け負っていただいたが、公契約条例についてどれぐらい理解できると自己評価されるかという質問に対しては、回答いただいた約9割の事業者が、理解できている。まあまあ理

解できている。との回答である。余り理解できていない、の自由意見として、公契約条例対象事業となっている市町村が少ないため理解できるまでの情報収集ができていないという意見があった。

3 ページをご覧ください。

Q2、事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に充実する方の適正な労働条件の確保に結びつく結果があるかという質問に対して、成果があつたと答えた事業者は 8 社、今後、成果があると考えたと答えた事業者が 6 社で、全体の 73.7%が成果があつた、または今後、成果があると考えたとの回答でした。なお、成果があつたと回答した事業者からは、下請業者の場合は見積額が上昇した、弊社としても基準賃金を参考にさせていただいたなどの意見が寄せられた。

4 ページである。Q3 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で地域経済、地域社会の活性化につながったと感じられたか、という質問に対しては、つながったが 4 社、今後つながると考えるが 9 社で、全体の 68.4%の事業者がつながった、または今後地域経済、地域社会の活性化につながると考えるとの回答であった。なお活性化につながったと感じられたと回答された事業者からは、労働者の賃金上がることは雇用の安定にもつながり、雇用が安定することで中長期的な購買意欲の向上につながっていると思うというご意見をいただいた。

5 ページをご覧ください。

Q4、事業が公契約条例対象案件となったことで工事、業務の質や、質の向上につながったかという質問に対しては、工事・業務の質が向上した、や、今後、工事・業務の質の向上につながるという意見が 42.1%との回答であった。なお、特に今までと変わらない、今後も今までと変わらないと考えると回答した事業者からは、公契約条例のあるなしにかかわらず、意識づけを進めているという意見が寄せられた。事業者として業務の質の向上を常に意識されているという意見だと思われる。

6 ページをご覧ください。

Q5、公契約条例が適用される労働者等の範囲や、労務報酬下限額など労働者への周知すべき事項についてどのような手法で周知したかという質問に対しては、1 つの手法に偏ることなく掲示、書面、面接時に口頭で、など様々な回答であった。

7 ページをご覧ください。

Q6、労働者等から公契約条例に関すること、賃金、労働者の範囲等で相談や問い合わせを受けたことがあつたかという質問に対しては、全社なかったとのことであつた。

8 ページをご覧ください。労務台帳を作成し提出するに当たって台帳の様式など見直しが必要と考え点はあるかという質問に対しては、94.7%の事業者が必要ないと回答した。反対に見直しが必要考える点があると回答した事業者からは、台帳の信頼性がないとの意見が寄せられた。

9 ページをご覧ください。

Q8、労務報酬下限額の設定の考え方に関して、課題と考える点はあるかと

	<p>いう質問に対しては、78.9%の事業者が課題はないとの回答であった。しかし課題があると回答した事業者からは、年金受給者は賃金を上げると年収オーバーの状態となり使えない、という記載や最低賃金との差が大きいという意見も寄せられた。</p> <p>10 ページをご覧ください。</p> <p>Q9、公契約条例対象事業の業務に取り組むに当たって困っていることやわからないことがあるかという質問に対しては、困っていることや、わからないことはない、と回答した事業者は17社で、全体の89.5%であった。しかし困っていることやわからないことがある、と答えたところからは、60歳以上の人、60歳以下の人と同じ仕事を行っているにも関わらず、60歳以下の人が賃金が高いので、不平等が生じている等の意見をいただいた。</p> <p>最後に11 ページをご覧ください。</p> <p>Q10、その他、直方市公契約条例に関してご意見、ご要望等がございましたら自由にご記載くださいということに対しては、今後の契約上限額設定について同一労働、同一賃金等取り沙汰されているが、どう考慮されるのか等の意見であった。今回、様々な意見をアンケートのほうでいただいているが、条例の目的である労働者の適正な賃金や労働条件等の確保、また工事、業務の質の向上や地域経済、地域社会の活性化等には一定寄与されたのではないかと思われる。またアンケートの集計結果に関しては、今後の事業に活用していきたいと考えている。</p> <p>アンケートの集計結果の報告は以上である。</p>
会長	<p>それでは、議題2、複数年契約における労務報酬下限額についてであるが、前回、前々回の審議会によって議論している。会長の意見、各委員の意見、これまでの議論を踏まえて複数年契約における労務報酬下限額に対する審議会としての方向性を決めていただくようお願いするという、これは市長のほうからのご要望であるが、これでよろしいか。</p>
副会長	<p>その前にアンケート調査について。アンケート調査は市が考えた文章である。このアンケート結果を見て市は、まずどう思われたか。</p>
事務局	<p>前年との比較のため、毎年、内容は同じアンケート内容を行っている。徐々にその公契約の対象となる事業者が徐々に増えていっているというところで、一定周知はできているかと思われる。中身に関しても、アンケートの結果でしか判断できないが、一定理解できているという内容であるので、公契約が始まって5年、今年で6年目になるけれども、労働者の賃金の確保をするために、直方市が公契約というのをやっているとの周知はできているのではないかと考えている。</p>
副会長	<p>私はアンケート調査結果を見ながら考えたのであるが、最初、市が言っていたのは小さく生んで大きく育てることだが、結局この内容を見てみると、要するに世の中より、もう直方の公契約条例自体遅れている感じが非</p>

常にしたのである。この内容見てみるとね。世の中のほうが進んでいるなど、前回のとき私も言ったけれども、時給が1,000円というのは直方もある。普通の鉄工所の事務系統、派遣でね。それぐらいのところがあるわけだ。だからコンビニの店員さんよりも少しはいいかもわからんけどね。だから、こういうアンケートを見てどういうふうにも市としても、どういうふうも考えていくのか、世の中がどういうふうにも変わってきているのかというのが、正確につかめないとね。次の、2番目の、今日の労務報酬下限額についてとかね。こういうこと話をすると、その辺の正確な意見なり、何かを市自体も考えないと、私はかなり遅れてきていると思っている。

例えば、このアンケートの中には入札の上限額を上げてほしい、下限額がね。今の決め方でいいかもわからないが、これからはもう4週8休とかね。そういう時代に入ってきたわけである。そうすると、これは直方市では変えられないけれども、私は国交省での意見交換会で、最低制限価格の引き上げ、特に一般管理費が設計金額の55%、4週8休とか言うと、結局それはどこの経費で出せるのかということになると思う。これはもう会社の経費でしか出せないわけ。それがいまだに設計金額掛けることの55%が最低制限価格、これは国のほうも全国からそういう声が上がっている、本庁で打ち合わせするということで答えをもらっている。ここ少し変わってきたと思っているが、これもすぐ答えが出ると思う。労務単価自体も毎年上がってきている。このアンケート見ていたらよくわかる。今すぐには出てこないが、去年に比べて凄くパーセントが低くなっている。4ページの「今は成果が見られないが、今後地域経済、地域社会の活性化につながると考える」これは割合47.8%、去年は72%あったのであるが、ということはもう世の中のほうが先に進んでいるということ、と私は見るわけである。市はどう見るかということは、これは公契約であるから、発注者がどう考えるかというのは大事な問題だと思っている。だから、ただ報告するだけではなくて、発注者、受注者、それから労働者、3者3様でよくなるように考えないと絶対よくなるいのである。私もわかっている、国を変えないといけない所は変える。今、運動もしている。県のほうにもその話もしているし、設計のほうも変わったのでね。積算マニュアルが新しくできた。特に建築、建築関連営繕。この関連の積算マニュアルもある程度できたし、わかりやすくなってきた。発注者側と、それから受注者側、それから今度は労働者側にね。力を合わせて引き上げていこうという考え方にならないと。大きく育てるって、何も大きくなっていない。育てていない。内容は全然大きくなってきてないので、発注者側としても、会議の頭ぐらいで、どういうことで反省していかないといけないとか、どういうことを考えていかないといけないとかという意見がちょっと聞かれたりすると、ありがたいという思いである。そこの所を市に聞きたかったのである。

事務局

平成26年度の制定以降、対象案件を1億円から5,000万円に拡大したり、業務委託についても派遣業務入れたり、拡大はやっているのであるが、労務報酬下限額の80%を引き上げるとか、また5,000万円をさらに引き下げる

	<p>とかいうことについても、一定の費用負担もいるので、やはり慎重にいきたいと思っている。アンケートについては、今後も成果が出ないと考えると、地域活性化につながらない、つながると思えないという所が、増えたりしているので、この内容についてはどういう所に、そういう理由があるかというのはアンケートいただいた業者にも、こちらのほうから要因等については尋ねて、どこに原因があるとかいうのは検証していくべきだと思っている。</p>
副会長	<p>最初がね。直方市で公契約条例ができて牽引役というか、そういう役割というのが非常に大きいので期待もされてね。いろんな人が、市にも相談というか、ヒアリング来て、教えてくれてきてきたり、私も労働組合から呼んでもらって福岡まで行って話をしたりしたけど、関心が非常にあった。ところが、今はもう逆転になっている。発注者としても、今後もしっかり考えていってもらいたい。最初にお金が出る所は市であるから。これは建設業の関係であるが、また委託のほうは、委託のほうで他のご意見があると思うが、せっかく会議しているから、少しずつでもよくなるようにしていきたいと思っている。よろしく願います。</p>
委員	<p>ちょっといいか。4 ページ、5 ページの Q3、Q4 を見ると、先ほど副会長が言われたように、数字が下がってきている、この下がった理由は何なのかと、やっぱりもうちょっと追及しないといけないのではないか、というのが 1 つあると思う。平成 29 年度は、こういう数字が上がっていたけど、30 年度に関しては下がってきた、数値が。その下がった理由はその選定された、その要するに委託を受ける会社の方とか、そしてまた請け負う契約で初めて契約結ばれる企業の方とか、いろいろあってこうなっているのか、今まで経験したことないような企業の方が、契約をされたからこういうふうになったのか、そこは追跡すべきじゃないのかと思う。内容、何でそうになっているのかというのは、もう 1 回見てみたらいいのではないのかなと思う。よろしく願います。</p>
事務局	<p>そうである。確かに副会長が言われたパーセンテージが、去年に比べて下がっているという部分もある。これはもちろん、検証は必要かと思うのだが、ただ、一方で絶対数が少ないというのもある。回答いただいた通数が 19 通なので、絶対数が少なく、このパーセンテージが、例えば 1 人の方がノーにするとパーセンテージが、がくっと上がったりする。実際の対象案件の数が 100 も 200 もあるものではないので、1 人の回答によってパーセンテージが上がったり下がったりという所はあるかと思う。それはあるにしても今、Q3 を具体的に見ているが、実際に下がっているという所もあるので、そこら辺はなぜ下がっているのかという所は検証して、事務局のほうでも検証していく必要はあると感じている。</p>
副会長	<p>もうちょっと本質を見なきゃだめだ。業務の質の向上につながるということ。お金の競争だけさせても業務の向上にはならない。私たちは国</p>

	<p>と今話し合うのは、お金の競争じゃなくて質の交渉、質の競争をさせるべきだと、それにはやはり人材も技術者も安定的に雇えて、新しいものも入れて、教育をしながらしていくというのは、その最低制限価格で張りつくような、1割も下げて仕事させるようなことは、それお金の競争だけではだめでしょうと、これからは質の向上でやっていきたいと思いますということをもう真剣に今話し合いをしている。だから、このパーセンテージって、ただ、数字が上がったり下がったりするって、それは、それもある。直方市は設計金額 1 億円以上が総合評価でね。それから下は皆くじ引きで取っているのだから。そうすると 2 年、3 年に一度しか取れないような事業者は、自分の所も技術者もないしね。よそに任せっきりみたいな所だから、そういう部分の、奥深い所を見切るようにならないと。ただ、数字は上がったり下がったりするよって言われれば、じゃあ何のために、こういう公契約の、こういう会議をしているのかという所になってしまう。公契約の対象工事を設計金額 5,000 万円まで下げたわけだから、アンケートもたくさん出てくることになった。それから皆慣れてこないといけない、慣れてきているはず。しかし、質の向上といったら、やっぱり県と一緒に設計金額 5,000 万円以上は総合評価など。そういうことをしないと質の向上につながらない。アンケートでもはっきり出てくる。業務も質の向上につながりませんって言ったら、つながらないはずだ。だからその所の本質をもうちょっと見てほしい。やっぱりその見方が、我々業者とちょっと違うと思う。事務局の財政課はお金のことで一生懸命考えないといけないとは思いますが、技術の向上とか、品質の品格法とかもあるわけだ。品質の格をね。こういうのがあるのだから、通達はもう来ているはずだ。積算マニュアルも新しくできて、今年から新しくできて、そして予定金額も設計金額も間違わないような、ミスしないような、しかしミスしても入札直前にはそれをチェックしなさいとか、法律でそう決まってきた。だからその辺を事務局にもしっかり考えてもらわないと。特に総合評価の対象工事は設計金額 5,000 万円以上の県と一緒にしていただきたい。それはもう特に今日は言うておく。直らないのであればもう、私もこの任期でやめさせてもらうほうがいい。あとは国と一生懸命やったほうが、国を変えれば市も変わらないといけないことになるから、そっちのほうがいいというような感じにもなっている。</p>
委員	<p>僕もいいか。今も副会長と委員がおっしゃったとおりで、アンケート取っている趣旨は、どういうふうな変化が起きたのかと、どういう印象があるかという所だから、悪くなっている数字がこれだけあれば理由は、今、言われたように新しい業者が増えて、もしくは今までどおりでアンケートの仕方もそんなに真剣ではなかったとかいろいろあるかもしれないけれども。アンケート回答業者は委託と工事は同じような比率であるのか。</p>
事務局	<p>申しわけないが、今その内訳は分からない。</p>
委員	<p>だから、全く新しい所が増えたのだったら何か印象が非常に悪かったよう</p>

	<p>な、継続的な所からこういう意見が出るというのは、やっぱり制度的にあるのかということもあるし、実際、新しく増えた所というのは、わかるか。今回が、初めての公契約の対象になった所が何件ぐらいあったのか。</p>
事務局	<p>委託に関しては少ないと思う。</p>
委員	<p>そうだね。</p>
事務局	<p>ただ、工事に関しては、新しく取られている所もあるかと、正確な数は今すぐに把握できてはないが、工事の対象業者 15 社とあるが、この 15 社のうち半分は、新しい業者ではないかと思う。</p>
委員	<p>その辺が大事になってくると思うので、今から公契約を広げていって進めたいのであれば、こういう所を改善しておかないと。気になる所をヒアリングしておかないと。仕事出して公契約、公契約って言っているけど、やっぱりさっき言ったように民間が 1,000 円とかいう状況になってきて、工事の場合もそうであるが、委託の場合は、直方市の業務の委託である。だから必ず誰かがやらないと、という所になってくると、こういうあんまりマイナスであるような所は払拭するようにアクション起こさせるのが、起こさせていただけなのが、こういうアンケートの導く所ではないかなと思う。その辺は検討ではなくて、しっかりされたほうが、これから公契約で、どんどん委託なり工事なりが増えていくのであれば、改善の兆しでそういうのがあったというのを、この公契約の審議会で意見を出していただければ、もっと皆さんお話になるのではないかなと思う。アンケートの結果これであると言われても、何のためにアンケートをして、どうしたいかを言って、どういう理由があるかを言っていただいほうが、多分、内容がもっとよかったかなと思うところであるが、でもその辺をしていかなければと思う。</p>
事務局	<p>今年、公契約導入から 6 年目であるが、これまでの 5 年も同じように、このアンケート取っていた。この場で、アンケートの内容を説明して、こういう結果であったというのを説明する。この中に自由な意見が入っている。その意見を拾い上げて、実際、現場ではこういう問題が起きているということのをこの場で議論していただいている。それこそ複数年契約の労務報酬下限額の話など、アンケートの意見から拾い上げている。恐らく委員が書かれたかとは思いますが。</p>
委員	<p>今回は出していない。</p>
事務局	<p>前回のアンケートである。アンケートの、その自由に書いてある中身から、この審議会の議論の中でこれは確かにこの意見のとおりであるとか、これはちょっと違ふとかいう、ここから議論する内容が始まっている。副会長のよう、委員としてもいろいろ議題を出していただく場合もあるけれども、こ</p>

	<p>の現場のアンケートの声からそういう意見を拾い出して、議論していただいて、より改善していくという目的でアンケートをやっている部分もある。</p>
委員	<p>わかった。その中で気になった所は逆にないのかというのがあって、いわゆるどこの業者でも、どの職種でも、委託は増えるが、その審議会では承認はするけれども考えてこられるのは、市のほうが、次にこういう委託を増やしたり、こういう委託を新しく上げていこうというのがある中で、こういう意見があったらどうなのかなと心配になるみたいな所があれば、逆に聞きたかったなというのがある。大体、予想している範疇は範疇だと思うが。</p>
副会長	<p>その改善策をここで考えるということか。皆で意見出して。</p>
事務局	<p>今までは、ここに、こういうことが書いてあるけど、これはどうだろうかとか。</p>
副会長	<p>今からそれを協議するのか。</p>
事務局	<p>今からではなくて、そういう目的でやっているということである。</p>
副会長	<p>最初に、アンケートを見て、市がどう考えているのかなということを聞いたかった。僕もね。ただ報告書だけならね。</p>
委員	<p>30件の家回るよ。30件ぐらいだったら。送らないで。本当に気にしていることだったら僕回る。審議会の委員として聞く。だからそれぐらい必要なことではないかなという姿勢がいるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>結果だけではなく、そこから分析される内容も事務局のほうで提案するというとか。</p>
委員	<p>いや、提案ではない。市はどう考えるのかと。</p>
委員	<p>ただ、取っただけじゃなくて、意見を受けとめてどういうふうに。</p>
委員	<p>逆に勘違いされて、誤解されているのかなという意見もあったり。</p>
副会長	<p>目的があってアンケートをするようにというか、それによって答えが出てきているわけだから、それでどうしましょうかとか。案を逆に、書いて出してもらおうのか、市の意見を聞かせてくれるか、そういうことをしないと先へ進まない。ただ、読み上げただけでは。</p>
委員	<p>ただ、数字的に今回、悪い方向にシフトしているところがあるので、これはなぜなのかと思って、聞いた。新しい業者が増えたのか、それとも新しい</p>

副会長	<p>委託業務が増えたのか。業務内容が増えたのかというのは、気にして聞かれていると思う。それはこの数字が増えたことに関して、公契約のことでアンケートを元としてはどう考えられるのかなとか思うのは、常である。だから、その分析を僕たちもしてもいいのだが、意見は出すけれども、やっぱり何かしら思う所がないということは思う。</p> <p>市が意見を持たないということ、会長、そういうふうに、これからも検討するのか、どうするのか。この次は来年の10月ぐらいに会いましょうとか。答えを出してくれるのか。</p>
委員	<p>1 ついいだろうか。細かいことで申しわけないが、Q10 の自由記入の所であるが、「今後の契約上限額設定について同一労働、同一賃金等取り沙汰されているが、どう考慮されるのか」というのが、これはもう明らかに僕もそのとおりどうするのかというのはある。委託では、市の方がやっている業務と同じ業務をまずやられるときのこういう考え方はどうかというのはあるし、それはもちろん答えをゆっくりでいいから聞きたい。この下のALT 業務委託という契約形態において、これかなり個別なことであるが、労働者の賃金を受託者に開示することはすぐわないと考えて。わからないのだが、ALT とは何か。</p>
事務局	<p>外国語の教師のことである。</p>
委員	<p>その外国の方が従業員で、その賃金を委託者に開示することとあるが、その委託者というのは、教育委員会のことか。</p>
会長	<p>いや、業者ではないだろうか。</p>
委員	<p>業者か。だから、幾らで受けているかを従業員に言わないということか。</p>
会長	<p>いや、幾らで受けているかは、従業員に公表するのではないか。</p>
委員	<p>そうである。労働者の賃金を委託者に開示すること。僕もこの記載がちょっと分からない。</p>
委員	<p>市に開示ではないだろうか。企業やったら受託者、受託という。だから委託、委託者という、委託をする所。</p>
委員	<p>市か、教育委員会のことか。</p>
委員	<p>市にその賃金を開示しないとイケないとかという意見ではなかろうか。</p>
委員	<p>だからこれ全く必要じゃないと。</p>

委員	台帳の提出があるからね。賃金払えと、これだったらいいねという、チェック機能がそこで働くのだろうが。
委員	普通の業務委託と同じことである。幾らで受けているのを従業員に言わないでいいのではないかということだろう。でも、こういうことがあることで契約を結んでいるということが、公契約がわかっていないかという所だと思うのだが。
委員	わかってない。わかってないから数字が上がらない。
事務局	わかってないというか、わかった上でこの方は開示することがそぐわないと思うということかなと思う。
委員	わかっているのか。
副会長	ばれたら困る。そういう事業者もいるかもしれない。
委員	ALT という個別の、外国人は最低賃金ないということがあるのか。外国人は雇用契約が、委託で受けた場合に公契約条例で関係ないとかあるのか。
事務局	いや、ない。
委員	ない。
副会長	外国人対象ではないだろう。公共事業の、外国人は対象になってない。
委員	そうである。
副会長	なっていない。
委員	そういう意味で本人たちにはというところだろうか。
事務局	委託業務の対象として、施設の管理運営、清掃業務、警備、いちばん最後に外国語指導業務というのがある。その外国語指導業務というのが、 ALT の方である。だけど、この外国語指導業務が対象になっているのはわかっている。わかっているが、それはそぐわないのではないかという記載ではないだろうか。
委員	外国人が公契約の対象にはならないということ、外国人自体が。

事務局	と、この方はいいたいのではないかと思う。
委員	実際、外国人はならないのか。
副会長	建設業は、ないからね。
事務局	建設業とはちょっと違うが。実際、直方市の公契約対象の1つとして外国語指導業務が上がっている。
委員	それは日本人がしてもいいのだろう。
事務局	そうである。
委員	でも、それで外国人は公契約の賃金の対象にはならないということだろうか。外国人労働者は。
事務局	いや、公契約上でそのような定義はしていない。
会長	そうである。
委員	外国人であっても、日本人であっても、きちんと払わないといけない。
委員	最低賃金は同じである。この公契約も直方市が出す仕事やったら同じということ。
事務局	そうである。
委員	そこの適用が外国人と日本人の賃金の差をつけるということが、どうかという話だろう。
委員	そうである。だから外国人だから賃金幾ら払っているか言わなくていいだろう、公契約の対象ではないだろう、うちの外国人労働者はという言い方だろうか。
事務局	いや、対象ではないというか、対象だから、対象とすることはすぐわないと思うという意見ではないだろうか。
委員	違う。建設業は、じゃあ例えば外国人技能実習生とか、増えてきて就労ではないけど、公契約に至る委託の業務の受けた会社の中でこられるケースがあると。そういうのは全く同じで。
副会長	いや、まだ法律は決まっていないからね。

委員	<p>例えばそういうことを理解されていると思ったから聞いたのであるが、ちょっとこういうのもあれば、まだまだ浸透がされていないのかなと、どういう方向にもっていきたいかが、逆にルールとかはできてあるが、どういう方向にもっていくという、こうリーダーシップが中々とれていないのがあるのかなと思う。</p>
事務局	<p>対象とする案件に関しては、各市町村ではっきり言ってバラバラなのである。公契約で導入している市町村が、全部同じ対象としているかということ、そうはなっていない。市町村ごとに対象とする業務を決めている。直方市は、公契約を平成 26 年から開始したわけだが、先進導入市を参考にして、委託に関しては、外国語指導も含めて、現状の 8 つの業務が望ましいのではないかとということで決めたという経緯がある。ただ、それが ALT を対象とするのはどうかというこの方の個人的な意見である。</p>
委員	<p>私が請けている給食もそうだが、この契約課と各部署。契約の主体となる所の公契約に関する本当の認識とか、知識とかいうのはもう少し深めたほうがいいのではないかと。そうすればこんなこと起きない。僕はいつも思うけど委託だとか、工事というものはある特定の部署がね。結構決まってされているから公契約の内容とか、積算額だとか、いろんな資料だとか、台帳だとか管理ができるけれども、今から出てくるのは、総務だとか、学校教育だとか、福祉だとか、いろんな所で、こういう委託業務が出てくるだろう。そこに、この公契約の意味を知らしめておかないと、さっきみたいにパーセンテージのいい印象のパーセンテージが減ってくるだとか、理解が中々できてないだとか、いつか何かちょっと変なふうになりそうだなと、役所内での、まずこのリーダーシップというか、契約課のほうからしっかり公契約に関しては、指導なり、何かをした上の契約というのをしないと。どこかの会社みたいに 5 年間もああいう契約させられたり、冗談ね。冗談やけれども、なりかねないこともある。そういう指導が必要ではないかなと思う。今からいろんな課が、公契約の対象になる、委託業務出てくるとすると。このアンケートの文から思うのは、結局はその理解しない人もおるけれども、理解させようとする人が少ないのではないかと。というふうに思うのはこのアンケートから推察できるかなという、数字も悪くなっていくのもそういう推察がとれるのかなと思うので。さっきみたいにアンケートの結果を、ここでもんでくれとは言っていないけれども、私たちが気づくのはそういう所だし、もちろん気づいている所もあるので、そういう庁内での契約に関する公契約の浸透というのがもう少し、今から初めて公契約の契約をされるという所が出てくるかもしれないので、しっかりと、取っておいたほうがいいのではないかなと思うけど、そういうふうに思う。</p>
会長	<p>ALT 業務委託、契約形態において労働者の賃金を受託者に開示することはそぐわないと、これは全然おかしい。委託者に開示してもいいのではないかと。</p>

委員	<p>と思うが。</p> <p>台帳はまずそうである。上でやるのは、金額を書いて出すようになっている。貸金台帳で。これがもし委託者でやっているとすれば、いけないことなので、指導か何か必要になるのではないかと思う。だから気をつけて、それは絶対だめであるぐらいは。何でと言われたら、こういう説明をもう 1 回しないといけないのかなと思う。</p>
事務局	<p>そもそも公契約条例の対象になる時点で労務台帳の提出を義務づけられるので、その時点で開示、とり得る委託者、発注者に開示しないといけないというのは、それは理解されてこういう回答をされているのかもしれない。元々そういう内容を理解されずに、受注されたかもしれない。その辺は委員が言われるように、事務局、公契約条例の所管は財政課なので、発注の際にはしっかり制度内容と周知、導入の所まで含めて、考察していただくように業者も含め、心がけていきたい。</p>

議題 2. 複数年契約における労務報酬下限額について

会長	事務局からあるか。
事務局	複数年契約の労務報酬下限額はどうか。
委員	これ委託の分だよ。3年、もしくは5年。
委員	結局、先ほども見たように委託の労務報酬下限額に関しては、見積積算の意図としての捉え方が、公契約の賃金というのが結構ある。ほぼ90%が労務費であるから委託は。その場合にこの公契約で決まった単価というのをもとに積算をして、今から出していくと、入札のときに、それも先ほど言われたように安いだけではなくて適切な所を出していきたいし、この上昇額がわからない中では、上昇額を見込んだ上で、次がうまくやっていかなければいけない中で、その辺の説明というのは、発注者の説明責任というのは結構でかいのかなというのはやっぱり思う。先ほどの話に通じるけれども。
事務局	結構というか、一番大事な所である。
委員	そうである。だんだん僕もあと1年しかそれがなくなってきたので考えるの、もう意気消沈であるが、時効は何年かとかまで決めてくれたら逆にいいなど。
事務局	事務局の考えは、元々制度導入当時、業務委託については契約年度の単価を労務報酬下限額としているのは、業者の負担等も考えて、そういうような制度運用にしたのである。公契約導入の27市においても、ほとんどの所は契約時の単価を最低でも担保してくださいという制度である。本市もそういう趣旨になったのである。委託事業の公契約対象案件の受注されている委員から複数年契約の労務報酬下限額の意見をいただいて、確かにそういう部分まで、市が想定してない所もあった。実際特に、委員が受注されている委託については、以前の審議会でも申したが、ちょうど過渡期であって、同じ業務で、同じ発注がばらばら出てきたので、期間が5年であったり、3年であったり、2年であったりばらばらであった。今はもうその来年の終わりに期間を合わせて全部揃えている。次、来年から更新する分については一括で全部、固定できるようなものがあるのであるが、それだけじゃなくて、確かに役所の中で臨時職員さんもいるし、委託されている業者さんもいる。そこに年度で差が出るというのは、それはよろしくないかなという思いもあるので、事務局とすれば、直近の最新の単価を担保することを適用するようには、いいのであるけれども、やはりその契約変更には中々ならない。
委員	いろんな方法がある。
事務局	そのような所があるので、それについては審議会の中で、そもそも最新の

	<p>単価を使うのか、元々の制度導入と同じように契約時の単価を使っていくのか、少なくとも5年の契約期間は長過ぎたと思う。</p>
委員	<p>皆が、これを言ってもどうしようもない。</p>
事務局	<p>今はもう複数年契約でも、2年、3年である。そういう所を踏まえて契約年度の単価を適用するのか、それとも最新の単価を適用するかというのは検討していただいたらまた。</p>
委員	<p>意見としてはたくさん述べさせてもらった。今ボールは部長が握ってらっしゃるから。</p>
事務局	<p>審議会の中で、委員さんとしてどういう意見をもたれているかということ。</p>
委員	<p>多分皆さん一緒だと思うけど。</p>
副会長	<p>しかしあれだろ、委託の基準の金額を決めるのは役所だろう。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
副会長	<p>役所が1年、1年上がればね。上げていくけどね。委託契約でね。2、3年の契約だったら。賃金を上げませんよというのはおかしいだろう。何年契約でもいいが。</p>
事務局	<p>上げないとは言ってない。</p>
副会長	<p>先に上げればいい。1年後って。</p>
事務局	<p>そこが事務局は、元々制度導入時に受注者の負担とかも考えて、最低それは担保してくださいということで、是非そもそもその経営者がおられる前で、こういうことを言うのは申し訳ないが、そこはもう経営者の判断として単価を。</p>
委員	<p>いや、対比でどれくらい上がるか言ってほしかった。</p>
事務局	<p>それは経営者の判断として、市の労務報酬下限額はこうだけれども、やっぱり50円上げるとか、その担保も、その単価でお支払いするというのは、そもそも利益が得るわけなので、それは経営者の判断として、してくださいという所である。</p>
副会長	<p>委員、はっきり言わないと。1年後と、何年契約でもいいけど、1年後とわ</p>

	<p>かったら上げてくださいと、そういうこと、建設業のほうも設計労務単価というのが上ったら、4月からちゃんと上がることになる。そのかわり工期が3年ぐらいあったらね、インフレライドにしてください、しますよとか言って、上げないようにしているわけ。公共工事もそうされている。工期の長い所はね。それではいけないので設計労務単価というのはインフレライドの言葉の意味が違う。だから上がった分は必ず上げてくださいねと、そこだ大事な所は。何年契約とかが大事じゃなくて、その、上がった役所のほうが上がれば、委託契約もそれでもう同じにするよということだから最低の金額を。自分たちだけ上げて、委員の所を上げまいと、それははっきり言ったほうがいい。しないならしない、するならするってどっちかしないと。</p>
委員	<p>契約、公契約プラス契約の話でいくと、ああいう契約、委託契約については以外と競争が少ないわけである。少なくとも全部出てきたときに入札してくるのが5社で、2社しか取らない。残りの2社が、多分全部の複数年契約できないわけで、そうした場合には残りの所に金額が高くなったり、全体の、トータルで考えるので、どうしても受注単価の変更が出てくる。それは僕おかしいと思っていた。やっぱり他はプロの業者であるけど、僕は別に今までのがあるから、やっぱり直方のためになるのであればと思ってやっているだけで、別にこういうことはいいのである。いいのであるけど、うちの従業員が、やっぱりこの何年間でちょっと向こうが、最低賃金が上げて、さらに上がった所に人の移動というのがなると、その原因がやっぱり向こうは最低がこれぐらいから始まっているよ、と、公契約で。だから後から1年後、2年後と出た所に、そういうふうに人が流動する。それは、直方市は構わないかもしれないけれども、入札に入ってきた会社としては非常に持続性も担保できないし、収益性も中々担保できないという状況の原因の1つに、この公契約の最低労務単価を設定して、それが時系列で何個も存在するというのは明らかな原因じゃないかと僕は言っている。それと最後のさっきのアンケートにもあったように、これから、同一労働、同一賃金である。直方市直営の給食をつくられている方の賃金と、この臨時職員の6割5分であるか。うちの。</p>
事務局	<p>臨時職員の方の賃金である。</p>
委員	<p>臨時職員の方と同じであったか。</p>
事務局	<p>そうである。時間は。</p>
委員	<p>時間はね。そういう部分でできる根拠でいいのかなというのもあったわけである。する仕事は同じである。する責任も一緒に、といったときに、今から委託に関しては様々な問題があるから、いろんなことをこの審議会のときに解決をしておきたかった。来年からどうするというのは、もちろんその中に織り込んでいただきたいなと非常に思うのである。ただ、企業としての損害が実害として出てきたというか、言われるとおりに経営者の入札の金額の設</p>

副会長	<p>定ミスですと言われればいいけれども、幾らに公契約の金額が何年間で上がるって想像してない。普通の会社だったらその都度、値段、売上の交渉をして、今さら申しわけない、これだけ向こう上がってきたので何とかありませんかねとかいうのが普通の民間である。</p> <p>議題にある、公契約審議会としての意見、まとめがあるって、ここ多数決に入っていたから。</p>
委員	<p>ちょっといいか。福岡県の最低賃金が 814 円である。時間単価が。10月1日からまた賃金が変わると思う。1,500円にしたらどうかとかね。相当差があるけれど元々1,500円ぐらいしたらどうかとか、その前は1,000円だったのである。やはり1,500円ぐらいにしないといけないよね、という所が今、話が出てきているのであるが、ただ、経営者側としてはあんまり上げたくない、やりたくないということで、そこの攻防が今、労働者側と経営者側、そしてまた学識経験者もおるけれども、その三者が今話し合いをやっている。ただ、この6年前にできるときから最低賃金が、この公契約でいう労務報酬下限額を越した場合はどうなるのかという話をしたときがあったと思う。最低賃金が上がったら、もう最低賃金に合わせるよという話にしかならない。それと、複数年契約に関しては、公契約がこんなに金額がどんどん上がったりしていくのはみな、多分、予想していなかったと思う。でも、上がっていったら上がっていったなりに対応するためには、その契約は2年、3年、5年とか、複数年やっても、単価だけ変えていくということできないものかなという話をさっきからされていると思うが、それはその都度やっていないといけないのではないか。その部分がちょっとおかしいねと思いつつ、最初、小さく生んで大きく育てる。小さくからまだ脱皮してないで大きくなってないという部分がそういう所かもしれないが、複数年契約に関しては労務単価が上がったら変えるとか、されていたほうがいいのかと思う。多分814円もちょっと上がるのではないかと思う。最低賃金も、最低賃金が上がったらいろんなところも上がっていかないといけない感じだ。辛うじて今、867円か、865円だったか。</p>
事務局	令和元年度は 877 円。
委員	そんなに上がったか。 877 円か。
委員	僕のときは 841 円。
委員	やっぱり上がっていているのだね。
事務局	人勧が上がっているから。それに合わせて市の臨時職員も上がっているの で。

委員	臨時職員の方も上がってきているのだろう。
事務局	そうである。市はこの臨時職員の単価の 7.45 時間、時間単価が。
委員	そしたら、一昨年入った所は 865 円で募集するわけだ。
事務局	募集というか、予定価格ははるかに高いが、公契約上の単価としては、その金額を担保してくださいということである。
委員	<p>うちなんかどう考えても、857円とかになったら、向こうは865円で、元々積算の根拠が違う。残りの年数とかあったとしても、これぐらい払わないといけないから、これぐらい出して、これぐらい乗せてという、乗せていた10%、僕が考えている10%と向こうが考えている10%は額自体がもう違うのである。トータル、パーセントは同じにしても、その同じ積算額が、設計単価のこの10%乗せよう、5%乗せようという、パーセントは同じでも額はかなり違ってくる。元が違うから、設計単価ではないと前任の総合政策部長は言われたが、多分ほぼ設計の単価である。だって構成する労務費がほとんどである。そうなったときに860円ぐらいで、うちが募集していたら、もうまたさらに経験者だったらもっと出すよと言ったら、喜んで、喜んでという。うちの従業員はあんまりいないが、そういう状況が同じ直方市が出している公契約の仕事で起きるといふ弊害はどうやったら避けられるのかなと。それはうちも870円ぐらい出さないとだめでしょ、それは。僕がやっぱり負担すべき内容なのかなと思っているのである。同じ公契約の中でやっている直方市が出している委託業務の単価がまず違うというのは、それは、ここでおる人で2、3人、息かかる人って、まあ何とかと納得するけれども、ここ以外のほぼ働いている人の中で言われたら絶対皆さん納得しない。その差額を埋めるというのは経営者の努力であるって言うし、4年前のこういう、ここまで公契約が上がる前に積算は誰もしてない額で、パーセンテージはある程度しているが、元々の単価がここまで変わると明らかに違うので、今はうちの従業員さんやめないでと出す差額というのは、うちの会社がやっぱりしなきゃいけない。公契約の仕事を請け負ったばかりにこんなことしなきゃいけなくなったのかというふうに思ってくる所ある。そこがいろんな言いたいこともわかるのであるが、僕はそこばかり、そこまでも受託者した会社が負担しなきゃいけない、100%責任があることなのであるかと、その契約はいじれないからという言葉だけで、これ今はうちの契約というのは第三者契約である。1つ日本給食協会というのが間に入るの、何かうちが問題があったり、食中毒が起こったり、事故があったり、労働争議が起きた場合には、委託業務が遂行できるように、直方市と日本給食協会と、私で三者契約結んで違う所が労働、もしくはかわりに何か月間か絶対に入るという契約になっているのである。多分、それ半年なのである。半年あれば新しい入札をするからということがあって、半年は入るのであるが、その日本給食協会の中で言われているのが、こういう契約が給食は多いのである。やっぱり、公契約な</p>

	<p>いし、最終的に複数年契約で契約して、最初の単価はこれでしたけど、だんだん上がってくるけれども、契約もしくは金額が同じままで単価が上がってきてやっていけないという会社が出てきたのである。委員の所、5年契約だが、やれているかという質問がくる。やれてないと言ったら向こうが、ではもう契約を遂行できないようであれば、すぐ入れ替えないといけないし、入れ替えて他の所入れたら単価変わるから、申しわけないけれども、その差額分まで直方市から請求されるよって。そこまでいろんな日本国内では問題が起きている。この給食に関わらず、市が行う委託業務である。常時必要な委託業務というものには、非常にナーバスになっている所があるので、そこまでして委託しなければいけないのかなと。やれる所がやればいいのかなど思ってくるのが。この直方市の市民だとか、直方市の活性化のためだとかね。経済発展のためになるかと書いている所とは全く僕はいつか逆行してくるのではないのかなと。委託なんか絶対皆受け取らんようになる条例ではまずいのではないかと思う所もある。だって今、僕がそうなりかけている。全国的に大きい所呼んでさせたらいいよ、金額が高いけど。</p>
副会長	<p>まあそろそろ先進めよう。</p>
会長	<p>はい。</p>
事務局	<p>確認だが、議事2の複数年契約における労務報酬下限額については、委員、皆さんの総意で最新の労務報酬下限額を採用したほうがいいということであるか。</p>
会長	<p>そうである。</p>
事務局	<p>皆さんの総意でよろしいのか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>そして、その最新の労務報酬下限額を採用するけれども、費用の負担に関しては差額を変更契約で増額して発注者が負担すべきということであるか。</p>
各委員	<p>そうである。</p>
事務局	<p>事務局としては、もう何度も説明をしたが、受注者側で応札した金額で、受注者がそこは負担すべきという所であるけれども、そこは、変更契約でその分を増額して、その金額は発注者が負担すべきじゃないのかということ各委員の総意でよろしいのか。皆さんの総意でよろしいのか。</p>
各委員	<p>そうである。</p>

副会長	うん。毎年上がったら上げていただきたい。
委員	多分単価が変わったらということであるか。
委員	賃金の差額だけになるが。862円が。これが877円になると、この差額の部分を遡及して出すという話。
事務局	事務局の考えは、何度も言うように、発注時にその871円をはるかに高い設計をしているのである。
委員	その金額を教えてください。
事務局	それは予定価格なので、申しあげられないが、県等を参考にしながら、それよりもはるかに高い金額である。給食業務以外でも、おおむねそうである。それより高い価格で設計した上で、各入札参加業者に応札していただいている。もし仮に、労務報酬下限額の単価で設計しているならば、それは、下限額が上がる場合、設計変更となるかと思うが。
委員	でもそれそのときは言わないではないか。言わないことを今言ってはだめだ。その契約を今、されているけれども、そのときに871円より高い金額で設定すると言ったか。
事務局	それは言わない。
委員	言わないだろう。言わないから最後まで言わないわけだろう。今、僕が言っているのは当時の価格と、その今の差額の問題だけである。差額の上がり方の問題である。
事務局	当時もそれよりも高い額で応札していると思うが。
委員	思うと言われても。それはそのときに。
事務局	予定価格は非公開である。単価は言えないのである。
委員	言えないのだったら、今も言わないがいいと思う。
事務局	だから、そこは業者の判断で、できる範囲で応札していただければいいことである。
委員	841円であればね。ただ、僕が言っているので問題になっているのは、800幾らに上がった、上がってないという問題プラス他の所が、単価が変わっているという所である。その問題だったら、僕は教育委員会と話す。でも契約

	課と話しているのは、同じ契約なのに単価が違うものがなぜ実在するのかという所を言っている。
事務局	仮に、最新の単価を適用するにしても、事務局としては契約変更することかどうかという所は、公契約の先進地についてもそうである。労務報酬下限額の変更に伴う変更契約をしている自治体はない。直方市についても、最新の単価を適用することは、審議会の意見としてそうであれば、適用するが、変更契約までということは、事務局は考えていないということを申し上げる。そこは入札していただくときに、そういう所の説明が足りない所が 5 年前確かにあったかもしれないので、これからはそういう説明は行っていく。
委員	いや、あったことを言っているのである。
事務局	そこは、事務局は把握していない。
委員	把握していないではなくて、さっきも話したが、これからいろんな契約が出たときに各部署にね。
事務局	それはしっかり周知する。
委員	いや、してなかったからこうなっているのではないのか。だから今からのこともそうだが、今までのことを全然その箸にも棒にもかからないような言い方されると、僕もちょっと言いたくなるのであるが、その瑕疵はなかったということか。
事務局	そこは、事務局では申し上げられない。
委員	いや、聞いておいてそれは考えていただきたい。
副会長	あんまり個別なことは、この委員会ではね。
委員	そうである。ちょっと僕も言い方が悪いが。
副会長	それはあなたが入札のときに、よく聞いて。
委員	いや、他の委託でもね、もしそういうのがあったらいけないと思って、一応言っている。
事務局	それは、わかる。
会長	そういうつもりで納得していただきたい。

副会長	<p>この公契約条例は皆の、全体のこと考えて審議しないとイケない。私は何年契約でも、その都度役所の基準に合わせていたら、上がれば、やっぱり上げていくべきだろうというのが私の意見である。それは、全体、全部がね。設計労務単価と同じ考え方である。建設業の設計労務単価というのは、国が上がってくれば、その設計のときに上げなさいということだから。そういうことはしていったほうがいい。5年契約はちょっときつい。それはどうなっているか私はわからないが、今度は2年とかになるのか。</p>
事務局	<p>そこは、業務委託はそれぞれの所管が発注している。通常の業務委託については、5年で発注するという業務委託は今はやっていない。おおむね2年か、3年で通常業務は、よっぽど複数年契約する機器の借り上げとか、コンピューターの関係は5年、一定5年である。経費とか、あるいは機器の更新するまで5年間の通常の期間でやっているが、通常の業務委託については2年か、長くても3年で発注している。</p>
委員	<p>さっき言った同一労働、同一賃金というのは、どういうふうを考えていくのか。公契約の中で。</p>
事務局	<p>どう考えるというのは。もちろん同一労働、同一賃金の話はあるが。</p>
委員	<p>僕もちょっと勉強不足なのである。</p>
事務局	<p>公契約上、最低、労務報酬下限額は担保していただきたい。</p>
副会長	<p>それしかない。この公契約条例の中ではね。</p>
事務局	<p>もちろん同一労働、同一賃金は、それはそれで、来年の4月以降、始まっていくのはそのとおりである。ただ、公契約条例上は、その労働者の賃金を最低この金額は担保していただきたい。工事でいうと、現状は設計労務単価の8割で、委託で言うと877円、この金額以上を担保していただきたい。</p>
委員	<p>その同一賃金に合わせなくていいのか。</p>
事務局	<p>委託業務の労務報酬下限額が一律で877円になっているということか。</p>
委員	<p>そう。そうになっているのを例えば、委託の場所によって、直営でされていたり、直営の人がおられたり、いろんな方の給与体系がある中で同一労働、同一賃金で、公契約を守っていただきたいというためには、最前線には誰かの同一賃金で根拠が出てくるわけである。</p>
事務局	<p>公契約条例とは別に、その議論がある。法律上、同一労働、同一賃金になっていく。それは遵守しないとイケない。一方で、公契約の現状は委託に関</p>

	<p>しては一律で労務報酬下限額が 877 円である。877 円以上は払っていただきたい。あとはその同じ仕事をしているなら同じ同一労働、同一賃金は、それはこの公契約とは別の所で守るべき内容である。</p>
委員	<p>同一労働、同一賃金というのは労働者が組合、労働組合が使う言葉である。今、政府が使っている。本当は労働者、労働組合が同一労働、同一賃金というのは、仮に 2 人いて同じ仕事しているのだから、本当は賃金も同じ金額をもらわないといけないという考え方である。ただ、ここで言う、公契約条例で言う、この労務報酬下限額については今の所 877 円になっていたら、それは合わせてくださいという考え方だ。</p>
事務局	<p>877 円払ってくださいではなくて、877 円以上を担保してくださいということである。公契約上は。</p>
委員	<p>そう、そう、守ってくれてということだから、以上を。</p>
事務局	<p>だからどの業種も 877 円払っていただきたいとしていたら問題になってくると思うが、どの業種も 877 円以上は払っていただきたい。その上で同一労働、同一賃金は、遵守していただきたい。来年の 4 月以降は。</p>
副会長	<p>それは別の法律。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
委員	<p>それは、ちゃんとしていかなきゃいけないでしょ。</p>
委員	<p>そうである。ここでいうその、公契約条例でいう委託契約を結ばれている方は 877 円以上の、要するに企業の方が、契約した企業の方は 877 円以上払ってくださいねという考え方。本当言えばそれ以上、企業が損しないようにその点も考えてあげないといけないが、考えているという話なので、ちょっとどうなのかよくわからないが。</p>
委員	<p>だから、今後の契約上の額設定に、という書き方をしているからであるね。ここは、アンケートの 11 ページに書いてあった。1 つの意見という考えである。</p>
副会長	<p>個人の意見で書いているね。条例でそういうことは決まっているということはない。</p>
委員	<p>契約上限額設定だから。</p>
副会長	<p>労務報酬下限額しか決まってない。</p>

委員	<p>そうだ。上限額というのは、例えば委託でしている市の人の単価と同じぐらいまでは上限額で引きとめてくれよという言い方である。</p>
副会長	<p>いや、そんなわけではなくて、個人が勝手に書いている意見だからね。ここでこれをではどうするかという話し合いするような問題でもない。問題ではないのだよ。だから最低賃金だけを決めているわけだから。それ以上払って差が出る人もいれば、出ない人もいるって、それは会社の中の問題でね。ここで出す意見でもないし、決めることでもない。わからないことがあったら質問はどんどんしたほうがいいが。</p>
委員	<p>いや、結構そういうのが出てくるのかなと思って。今から。</p>
副会長	<p>個人の意見を一々取り上げていてもいけない。いろんな意見がある。ただ、私が言ったのはパーセンテージが変わってる所は、何かがあるのではないのかと。それはどういうふうに解決しようかと、そういうようなことは考えないといけないのではないか。</p>
委員	<p>そうである。台帳の信憑性がないと書いている。台帳のチェックはしているのか。</p>
事務局	<p>チェックしている。</p>
会長	<p>チェックしているのだね。</p>
事務局	<p>ただ、虚偽のことを書かれてしまうと。</p>
委員	<p>書いたらわからないということだね。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
会長	<p>委員と委員に議事録書面をお願いしたい。</p>
事務局	<p>その前に一つ、今年の4月の選挙で直方市長が変わり、大塚市長になった。大塚市長に公契約条例に関する概要やこれまでのここでの委員会での議論などを報告した。市長から、引き続き事務局において検討、研究を重ねるように言われた。市長に審議会に対する諮問事項を確認した所、現状課題となっている「複数年契約の労務報酬下限額の方角性について」であった。先ほど各委員の総意でということで、審議会としてはこうであるという一定の方角性は意見としていただいた。その複数年契約の労務報酬下限額に関しては、そういうふうに認識ができた。他にはあるかと市長に確認した所、次回の審議会は新しくまた諮問事項が発生したときに開催をお願いしたいとのこと</p>

副会長	<p>で、市長から受けている。定例で3月と6月に審議会を行っていたのであるが、今後、この複数年契約のことを解決、一定の方向性をいただくと、それと新たに色々見ていく中で、諮問事項が発生したら、随時お願いいただきたいということであった。</p> <p>では私から1つ言っていたこともちゃんと言っておいていただきたい。5,000万円以上、総合評価。これは品質を確保するためと、それからいい仕事をして労働者にもちゃんと、この公契約条例のとおりしているとかのチェックもあっているわけだから、そういった所もきちんと評価をしていくと、そういう所も考えた上で。</p>
事務局	<p>市長のほうには今、委員がおっしゃったことは伝えるが、あくまでこの公契約審議会で議論できる話は、総合評価。副会長はいろいろ両輪でやっていかないといけないと、公契約だけを考えてもだめで、いろんなことを一緒にやっていかないといけないというお気持ちは私もわかる。わかるがこの審議会の中で、こうすべきであるよというのは、あくまでもこの公契約のことに限るのである。</p>
副会長	<p>だから公契約の最低賃金を決めていくことにこの前、最低は80%。</p>
事務局	<p>はい。</p>
副会長	<p>80%になっているではないか。それを90%に上げてくれとかいう話も前からあるわけだ。そうするためには、やはり設計をきちんとできておかないといけない。入札の管理もきちんとできておかないといけないし、品質も確保していかないといけないと、1つことをするには3つも、4つも、5つも変えていかないといけないわけだ。だからそれは、ただ、総合評価だけを上げてくれという意味じゃなくてね。全体を幾つも変えていかないといけない。</p>
事務局	<p>よくわかるのである。いろいろ変えていく、公契約のことだけを変えても仕方がないというのは副会長がいつも言われていて、私もよくわかるのである。わかるのであるが、この中で議論として、審議会の意見として、総合評価を設計額5,000万円以上というのは、市長にも伝えるが、ここで議題できる話ではないのである。</p>
副会長	<p>私たち何も来なくていいのではないのか。</p>
事務局	<p>いや、来なくていいことはない。</p>
副会長	<p>もうほかに話すことはないもの。あとは国と話す。国が変われば、変わる。</p>

事務局	公契約審議会の中では、公契約条例に関することになっているので、審議会の意見はしっかり市長に伝える。総合評価を引き下げでという意見も前からいただいているし、それ以外の意見についても市長に伝えているので、いろいろ業界のことを、市のことを考えていただいているので、その内容については、市長にちゃんと伝える。
会長	署名者を委員と委員にお願いいただきたい。
事務局	本日の会議録に関しては作成後に、委員の皆さんに、郵送させていただきたい。内容の確認よろしくお願ひしたい。
会長	いいか。
事務局	はい。
委員	次回は予定がないということか。
事務局	現状はそうである。ただ、今後、市長に報告をして、市長のほうからこのことについてまた審議会で、話してもらいたいという話が出れば開催させていただきたい。
委員	この結末というか、経過というか、ある程度審議会によって出てきたからどうなりましたという会議やって集めてもらったほうがいいのではないか、そういう気がする。まだ、その市長にそういうふうにお話をしたと、こういう結果であったということだろうけど、さてどうするのであるかという見込んだことも言えるのではないかなという気がするのである。この877円の問題にしても、この労務報酬下限額の書面の分の取り扱いをどうしようかという、審議会ではこういう話が出ているよと、それで請負契約については5,000万円のチェックをきちんとしたらいいのではないか、という話もきていると。品格法とか、いろんなものが出てきて、この公契約の中に入っているではないか、法律が。
副会長	そう、法令遵守。
委員	法律が入っていきっているということは、いろんなことを加味して直方市がよくなるように、今、こういう話をしてくれているし、労働者にとってもよくなるように、前に進んでいるから、それはもう常に前に行くという考え方でいてもらっていただいたいなど。大塚市長には、もしそこで話がだめなら我々も行って、こうしてくださいという話もなるのかなって話になる。
副会長	品格法、これは総合評価にして品質を確保するということは発注者にとっても、非常にいいことなので、社会インフラの長寿命化につながっていくわ

	<p>けだ。それが法律の趣旨だから。そしてやっぱり要領よく、効率よく仕事をこなしていく、技術を磨いていく業者がどんどん、どんどん増えていけば。今度は労働者に対してもそれだけの賃金を払っていけるという、そういう関連性がある。それが何もないで言っているわけではないから、どうせ、そんなこと言ったって、私の会社が仕事を全部取れるわけでもない。他の業者が喜ぶぐらいのものだから。1社、3年間で3億5,000万円以上取ったら次、指名に入らないとかね。1年に土木1本、建築1本取ったら、もう指名に入らないから。そういうシステムができ上がっているわけだから。別に私の会社が良くなるために言っているわけでも何でもなし。建設業者の底上げというのもしないと、県の仕事、遠賀川の国の仕事をするのに、よその地域から入ってくる。飯塚や北九州から入ってきて、直方の業者、点数で負けるんだよ、いつも。結局慣れてないから総合評価に。だから技術的な進歩が非常に遅れている。だからそういうことも考えると、私もね90%に、80%から今90%に上げようと言ってそうしたい。そのためには皆で、発注者側にも努力してもらわないと、協力してもらわないとできない。今の状況では。最低制限価格上げるというのは、私はもう、これ市に言ってもだめだから、国へ今話しているから、これで何とかやっていきたいと。仕事割り振りしてね。振り分けてお互いできる。委員たちは建産連よ、建産連が一生懸命、今、頑張っているから。労働者組合の関係の人は建産連のほうにどんどんあげているから。</p>
委員	<p>これ委託も多分同じような問題があるので、関係各所に1回聞いてみたらどうかと思う。委託に関しても、発注のさせかたと、複数年契約だとか、今回の夏休みだって子育て支援センターからうちのほうに夏休み、学校給食が休みの間人が足りないから働きませんか、までくるのである。またチラシ持って、そのチラシがあとの900円とか、860円ぐらいの最低の賃金だったうちのパートさんは。元々は先ほど副会長が言われたように、直方市外の業者が業務をするのにやっぱり僕らも、直方市で飯食ってきて生業としていたらいい気はしないから、同じように直方市の子供が食べる給食とか、直方市の子供の学童とか、できたら直方市の、もしくは関係の会社で委託してやってほしい。働く人もそういうふうにいる人が多い中で、ちょっと大手が入ってきたらやりやすいような状況にこのままなっていったらどうかと思う。皆さん心情的には、こういう契約で、市のこと、市民のこと、市内業者のことを考えていることが、大前提にあるので、それは誤解しないでいただきたいと思う。</p>
事務局	<p>元々条例が市長の諮問となっているので、そこは市長と話したい。</p>
会長	<p>僕は12月で弁護士登録をやめるので、会長をうちの事務所の弁護士に変わってもらおうようにしようかと思っている。</p>
事務局	<p>事前に会長からご相談いただいている。</p>

副会長	最初から、やり直してみたいな話にならないように。
会長	よろしくお願ひしたい。